

小郡市統合型校務支援システム導入事業仕様書

令和5年6月

小郡市教育委員会

この仕様書は、小郡市（以下「発注者」という）が発注する下記の事業に関して、受注者が当該事業を履行するために必要な事項を定める。

1. 本業務の背景・目的など

近年、学校における働き方改革の必要性から、教職員の業務負担を軽減し、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、総合的な指導を持続的に行うことのできる環境作りが求められている。また、児童生徒の個人情報の管理・共有・活用のためには、更なる情報共有の迅速化・的確化を図るとともに、児童生徒の学籍管理や成績処理等の校務情報の一元的な管理・運用による効率化を進めることが必要である。

本事業は、統合型校務支援システムの導入等による業務の効率化・セキュリティ向上を実現することで、本市全体の教育活動の質の向上を図ることを目的とする。

2. 本事業の概要

(1) 事業名

小郡市統合型校務支援システム導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業の範囲および内容

事業の作業範囲と内容は次の通りとする。

(ア) 本事業に係るプロジェクトの全体管理（進捗管理、課題管理等含む）

(イ) 各種検討会の運営支援と調整業務支援

(ウ) 校務支援システム導入設計、各種初期設定支援

(エ) 各種運用ルールの策定支援

(オ) 各種打ち合わせ、検討事項へのアドバイス、提案

(カ) 帳票類のカスタマイズ（通知表含む）

(キ) システム基盤の導入および設定

(ク) 機器・ソフトウェア保守（システムアップデート等への対応を含む）

(ケ) システム運用支援

(コ) 利用者研修

その他、本システム導入および利用を円滑に進めるための各関係機関との連携・調整、作業依頼等を行うこと。

(3) 契約期間等

契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(60ヵ月)を本稼働とし、契約締結日から令和6年3月31日までを履行準備期間（令和6年1月1日から運用試行期間）とする。受託者は、履行準備期間内に導入設計、導入等の業務を行い、令和6年4月1日のシステム稼働開始に間に合うようにシステム構築、各校における端末設定等を実施すること。ただし、各機能の運用開始時期については、本市と協議の上、その準備状況等に応じて、順次運用開始でも可とする。

履行準備期間における作業範囲は次の通り。

・システム基盤の構築および設定

・統合型校務支援システム導入設計および各種初期設定

・運用ルールの策定支援

(4) 本事業の対象校

本事業の対象学校数および児童生徒数、教職員数については以下の通り。特に記載のない場合は、すべて以下の条件を適用すること。

(令和5年5月1日現在)

区分	学校数	児童生徒数	職員数
小学校	8校	3,486人	260人
中学校	5校	1,670人	146人
教育委員会	1拠点	—	10人

(5) 成果物

本事業における成果物とは、本事業を履行する際に作成された有体物ならびに無体物を指す。ただし、本契約を履行する際、既に存在していた受託者の著作物ならびにその二次的な著作物は成果物に含まない。

受託者が本市に提出する成果物は、下記の通りとする。

- ・導入スケジュール
- ・ハードウェア、ソフトウェア設定報告書
- ・マニュアル
- ・システム運用保守連絡体制図
- ・研修計画
- ・課題管理表
- ・議事録および付随資料

3. 本事業の基本要件

本事業の基本要件として、以下の内容を必須要件とする。提案するシステムは、以下に掲げる(1)基本事項および(2)システム基本性能関連事項の各要件をすべて満たしていること。

(1) 基本事項

- (ア) ソフトウェア資産の管理上の観点から、統合型校務支援システムのアプリケーションおよびデータベースは、ともにセンターサーバで一元管理されるしくみであること。
- (イ) 利用端末の増加や入れ替え等を考慮し、提案するシステムはブラウザアクセス型の Web アプリケーションであることを推奨とする。
- (ウ) システムの利用にあたり、端末へのソフトのインストールおよびプラグイン等の追加インストール、各種の制御モジュール等の適用作業が一切不要であること。もし、システム操作に必要なソフトのインストールが発生する場合は、利用端末全てへのインストール作業費用を見込むこと。また、端末へ証明書のインストールが発生する場合は、利用端末全てへのインストール作業費用を見込むこと。
- (エ) 提案するシステムは、同一自治体（または複数自治体の共同利用型での同一のデータベース利用）で公立小中学校および義務教育学校を対象として15校以上かつ5年以上の同時稼働実績（現在も稼働）が1ヵ所以上あること。ただし、グループウェアのみ・成績機能のみなど一部機能での稼働、および小学校のみ・中学校のみ・高等学校の稼働は実績として認めない。

- (オ) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」の準拠登録製品であること。
 - (カ) 契約期間内における法改正や条例改正等の制度改正に伴う、調査書・指導要録・健康診断票などの公簿類の様式変更については保守業務の範囲内として対応すること。
 - (キ) 日本学校保健会の推薦用品に認定されていること。（予定は不可）
 - (ク) 本市側で外字ファイルを用意せず、事業者側で市内共通で利用可能な外字ファイルを提供可能であること。また、不足する字体がある場合には、学校や教育委員会で外字を作成する必要が一切ないこと。
 - (ケ) 統合型校務支援システムの操作・運用に係る問い合わせに対して、電話およびメールでの支援を行うヘルプデスクを設置すること。
 - (コ) システムの障害発生時のために、最低限「前日までのシステムおよびデータの復元」が可能な／障害発生直前まで復旧が可能なバックアップファイルを取得すること。またシステム障害時には、本市と協議の上、速やかに原因の究明と対策を講じること。
 - (サ) 緊急時等の早急な対応のため、提案時点でシステムメーカーの拠点が福岡県内に1ヵ所以上存在すること。
 - (シ) システムの操作マニュアルはオンラインでいつでも閲覧可能であること。
- (2) システム基本性能関連事項
- (ア) 統合型校務支援システムのアプリケーションおよびデータベースはともにセンターサーバで一元管理され、本市教育委員会から全校に共通する機能の設定値を一括で変更したり、教育委員会から全校に対して共通のメッセージを発信したりすることができること。
 - (イ) 学校間のデータ連携（例：市内児童生徒の転出入や進学時には学籍情報等、教職員の異動時にはユーザ情報等を引継ぎ）ができること。
 - (ウ) 2学期制・3学期制に対応していること。市内で混在していても対応可能であること。
 - (エ) 特別支援学級に対応できること。
 - (オ) 学校の統廃合に対応できること。
 - (カ) 新しい機能や共通帳票のリリースは、すべての利用者が時間差なく必要なタイミングで利用できるよう、各校・各クライアントPC上での個々に設定の必要なく、全ユーザに対して自動的に、時間差なく全く同時に行われるしくみであること。
 - (キ) いつ、誰（どのユーザID）がシステムにログイン／ログアウトしてどのような操作を行ったのか、ログとして残して必要に応じて調査できること。また、特に成績に関する情報については、いつ・誰が・どの児童生徒の・何の成績を・どのように修正したのか、までをログとして履歴に残し、必要に応じて調査できること。
 - (ク) 本市教育委員会において、各学校・教育委員会におけるユーザを、所属・役職とともに任意に登録できること。
 - (ケ) ユーザの追加・削除や所属・役職の変更等の異動情報の登録は、学校側での処理を必要とせず、教育委員会などシステム管理者での一元管理によってシステ

- ム画面上での個別登録または Excel 等による一括登録が可能であること。その際、学校や役職への着任日や離任日を未来日に指定して予約登録ができること。
- (コ) 登録できるユーザ数には制限がなく、ユーザ数の変動による追加コスト等がないこと。
 - (サ) 出席簿・指導要録・健康診断票などの公簿類および通知表については、出力後の改ざんや意図せぬ改変等が生じないように、改ざん防止の対策が施されていること。
 - (シ) 指導要録・健康診断票については、平成 22 年 9 月文部科学省「指導要録等の電子化に関する参考資料」に記載のある電子化運用のうち第 5 段階（写しの送受信までの電子化。紙媒体(書面)での管理および送付不要。）までを実現しており、その運用形態において、最低でも満 2 年(24 ヶ月)以上の運用実績を企画提案書で示すことができること。なお、電子化運用においては、平成 24 年 3 月 29 日文部科学省事務連絡「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について」に記載のある内容（校長の関与等の適正かつ組織的な手順の担保、および PDF ファイルへの電子署名等による真正性の確保）をクリアしているものとする。
 - (ス) ログイン ID・パスワードによって利用者認証を行えるシステムであること。
 - (セ) 年度更新に伴う学籍情報の学年の繰上処理自体、および小学校から中学校への進学処理自体は、システム管理者側での一括処理によって行われ、学校ごとでの個別の処理が一切ないこと。
 - (ソ) セキュリティの観点から、一定時間以上画面遷移がなかった際には自動的にシステムからログアウトするしくみ（タイムアウト）を有すること。また合わせて、特に成績や保健情報の入力作業時などはタイムアウト前に画面上に事前警告が表示されること。
 - (タ) 別紙「小郡市統合型校務支援システム 詳細機能要件確認表（様式第 14 号）」で「必須」となっている詳細機能について、「対応不可」の機能がないこと。

4. システム詳細機能要件

各機能の詳細な要件については、別紙「小郡市統合型校務支援システム 詳細機能要件確認表（様式第 14 号）」を確認し、エクセルデータをメールにて回答すること。

5. プロジェクト体制

(1) 本市側の体制

本事業の遂行にあたって、本市は、市教育委員会を事務局とし、関係部署担当者ならびに学校代表者等からなる体制を整備してその円滑な推進を図る。

(2) 受託者側の体制

(ア) 校務支援システムを導入し運用する上で、受託者が行う業務・支援の実施に必要な体制を配置し、本システムの導入に係る全ての従事者及び連絡先を記載した体制表にて提示すること。

(イ) 各種対応のスピードと質の確保のため、提案書提出日時点において、福岡県内に主たる提案者の保守拠点（本社・支社または営業所）が 1 ヶ所以上、また提案する統合型校務支援システムメーカーの保守拠点が 1 ヶ所以上存在すること。

- (ウ) 緊急時等の早急な対応のため、提案時点でシステムメーカーの拠点が福岡県内に1ヵ所以上存在すること。
- (エ) システム運用状況について、教育委員会に定期的な報告を行うとともに、システムの維持・向上を図るために、継続的な運用改善の提案を行うこと。
- (オ) 各校のシステムへのアクセス状況やシステム利用状況について、適切かつ定期的な報告業務およびレポーティングを行うこと。
- (カ) プロジェクトメンバーには、本市と同等以上の規模の自治体において、校務支援システムの立ち上げ、運用支援業務等の経験を有するものを含むこと。
- (キ) 本システムの導入に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し、実務経験を有していること。

6. 導入要件

システム導入にあたっての基本的な要件は以下の通り。システムの導入業務を以下の内容を踏まえて実施すること。

全ての費用は本調達に含めるものとする。

(1) プロジェクト運営

- (ア) システムの導入過程の経過、進捗状況を、定例会議等を通じて報告すること。
また進捗報告書及び打合せ会議に際しては、議事内容を事前に提示するとともに、毎回、受注者が議事録を作成し、会議終了後、速やかに提出すること。
- (イ) サービスの提供を進めていくうえで必要となる関係部署、関係機関との調整用資料等の作成についても支援すること。
- (ウ) 設計、構築期間においては、必要に応じて関係者を招集の上で定例会等とは別途の検討会を実施し、スムーズな業務進行を図ること。また、仕様や要件の確認及び確定に関しては、必ず書面により行うこと。
- (エ) 課題管理表を作成し、定期的に報告、確認を行うこと。
- (オ) システム導入に係る全ての文書は、その様式（テンプレート）や記載方法及び文書番号の採番ルール等を定め、標準化・統一化を図ること。

(2) 構築、設定作業

- (ア) 校務支援システムを構築すること。
- (イ) システム導入にあたり、必要となる初期設定やデータ登録について、教育委員会と協議の上、各機能の利用にあたり必要となる初期設定を行うこと。
- (ウ) 校務支援システムの運用に必要な利用者の登録を行うこと。また、利用者の所属や役職などに応じた各種権限設定を行うこと。
- (エ) 原則的に児童・生徒の個人情報の取り扱いは、学校または教育委員会事務局のみが取り扱い、登録することを想定している。
- (オ) システムの構築にあたっては、必要に応じて本市が別途契約しているネットワーク保守業務受託者、通信回線業者等、関係業者とも連携をとり、円滑な構築作業を進めること。
- (カ) システムの運用に関して、本市で必要となるルール策定支援を行うこと。

7. 運用保守要件

システムの安定的な稼働を実現するために、システムの稼働に係る機器等の善良な管理の下における使用において機器およびシステムに不具合が生じた場合に、正常な状態に復旧させ、完全に使用できる状態とするために必要な部品の交換やソフトウェアのインストールおよび設定等の作業を行うこと。なお、対象としては、本事業にて導入した機器・ソフトウェアのみを対象とする。

全ての費用は本案件に含めるものとする。

(1) 機器、ソフトウェア等保守

(ア) 受付対応時間

学校の開校日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する休日、メーカーの定める夏季休業期間、12月29日から翌日の1月3日までの年末年始は除く。）の午前9時から午後5時30分までの間とする。

(イ) 保守期間

本事業における保守業務期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。

(ウ) システム運用統括者の設置

運用の全体統括者を設置し、システム運用状況について、本市に定期的な報告を行うとともに、システムの維持・向上を図るために、継続的な運用改善の提案を本市に対して行い、本市の承認を得た改善策を推進させること。

(エ) ハードウェア保守

ハードウェア故障時は各メーカーへ修理（各メーカーの保守条件に基づく）手配を行い、導入時と同じく使用できる状態とすること。

(オ) ソフトウェア障害保守

障害時の本市からの電話等による問い合わせや調査依頼に対応し、電話での解決やリモートでの調査が困難な場合やハードおよびソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、調査・対応にあたること。

(カ) ネットワーク障害保守

障害時の本市からの電話等による問い合わせや調査依頼に対応し、電話での解決やリモートでの調査が困難な場合やハードおよびソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、調査・対応にあたること。

(キ) 障害報告

障害対応時は、対応内容・結果を速やかに本市へ報告すること。

(ク) 関係機関等との連携

必要に応じて、本市が別途契約しているネットワーク保守管理会社、通信回線業者、その他の設置校整備機器等の関係業者と連携をとり、機器等の円滑な運用、保全、復旧に努めること。

(2) リモートメンテナンス

受託者の設備から遠隔保守する環境を構築すること。接続環境（回線、機器等）は本事業の費用に含み、技術職員を機器の設置場所へ派遣するか、もしくはネットワーク経由でリモート接続の上、遠隔作業を行うこと。

リモートアクセス環境の構築においては、受託者の設備の端末環境やネットワークのセキュリティに万全を期すこと。

(3) 定期報告業務

本システムの稼働状況、利用状況、システム保守対応状況等を定期的に報告すること。

また運用中は、システム運用の課題、問題の報告を行い、必要に応じてルールの見直しや設定変更を行い、活用促進に努めること。

(4) ヘルプデスクサポート

(ア) ヘルプデスクの設置

本システムの稼働にあたって、学校および教育委員会からの障害の連絡や、操作方法についての問い合わせに対応するための電話窓口を設けること。

(イ) 対応時間

学校の開校日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律「昭和 23 年法律第 178 号」に規定する休日、メーカーの定める夏季休業期間、12 月 29 日から翌日の 1 月 3 日までの年末年始は除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間とする。

(ウ) サポート期間

本契約におけるヘルプデスクサポート期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日とする。なお、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の運用試行期間についても同様とする。

8. カスタマイズ要件

(1) 帳票カスタマイズ

(ア) 導入業務の効率化およびコスト削減のため、帳票については、原則として可能な限りシステムが標準的に搭載している帳票様式を利用する前提と考えている。ただし、特に公簿については、本市での運用上で必要となる要件を本市と協議の上、運用上の支障が生じる可能性がある場合には、システム的に可能な範囲でカスタマイズを行うことも想定すること。

(イ) 法令等の改正により、帳票様式の見直し等が必要な場合は、校務に支障が出ないよう、法令等の改正が判明した時点から早期に対応すること。

(2) 通知表カスタマイズ

(ア) 通知表は、本市と協議の上、必要なパターン数を作成して納品すること。

(イ) 通知表は、各校の独自性を尊重し、納品後に学校ごとに個別カスタマイズが可能なしくみであること。

(ウ) 法令等の改正により、やむを得ず基本パターンの再カスタマイズの必要が生じた場合は、校務に支障が出ないよう、法令等の改正が判明した時点から早期に対応すること。

(3) その他

導入後、カスタマイズ可能なオプション等あれば、有償無償問わず、適宜提案すること。

9. 研修・マニュアル要件

学校および教職員一人一人がシステムを最大限に活用できるように、説明会や研修会を計画的に実施すること。

また、研修会用の資料や操作マニュアルについても、学校および教職員一人一人がシス

テムの利用において困ることのないよう用意すること。

(1) 研修会

本市で想定している研修会の種類を以下に示す。

- ・教育委員会向けシステム説明
- ・管理職向け導入ガイダンス
- ・校務支援システム担当者向け初期設定研修
- ・基本操作研修
- ・通知表作成操作研修
- ・新任者／異動者向け研修
- ・養護教諭向け研修
- ・年度末研修
- ・活用フォローアップ研修 等

上記の研修会は例示であることに留意し、必要と思われる研修会について、全国の先行事例等に基づいて、内容・時期・回数・対象者・実施場所等を具体的に提案すること。

ただし、最終的な研修会の内容、時期、回数、対象者、実施場所等については、本市と協議の上で決定するものとする。

(2) 研修会資料およびマニュアル

研修会等で必要となる研修資料・手引き・手順書等は、すべての研修会において受託者にて必要数分を用意すること。なお、その内容は本市と協議の上作成するものとする。

システムを使用するにあたって必要な操作マニュアルについては、PDF 等の電子ファイルでシステムから自由にダウンロードし閲覧・利用できること。

10. システム稼働環境要件

システム稼働環境においては、以下に記載する機能要件・設定要件を満たす機器・環境を用意の上、校務支援システムが問題無く稼働する環境を構築すること。

【仮想基盤サーバ】	1台
【バックアップ機器】	1台
【ネットワーク仮想分離環境】	1式
【データセンター接続用ルータ】	15台
【L2スイッチ】	1台
【リモートメンテナンス用ルータ】	1台
【リモートメンテナンス用回線】	1回線
【データセンター接続用回線】	15 回線
【データセンター】	1 式

(1) 仮想基盤サーバ

【機能要件】

- (ア) 校務支援システムの稼働に必要な OS を用意すること。
- (イ) Windows Server 2022 Datacenter 以上の OS にて Hyper-V を稼働すること。
- (ウ) CPU は intel Xeon Gold 6226R 相当以上とする。
- (エ) 主装置メモリは 128GB 以上であること。
- (オ) データ領域は 3.2TB 以上（SAS 10,000rpm 以上）であること。

- (カ) DVD を読書きできるドライブを搭載すること。
- (キ) 1000BASE-T 対応の LAN インターフェースを 4 つ以上有すること。
- (ク) 電源は冗長であること。
- (ケ) 同時接台数 400 台程度がストレス無く稼働すること。
- (コ) バックアップ用のソフトウェアを必要数用意すること。
- (サ) サーバ本体はラック型とし、本事業にて新規に契約するデータセンターに設置をすること。
- (シ) UPS（無停電電源装置）を用意すること。
- (ス) 契約期間中（履行準備期間を含む）のハードウェアオンサイト保守を行うこと。

【設定要件】

- (ア) ホストサーバ上に、以下の機能を有するゲストサーバを構築すること。
 - ①校務支援システム用サーバ。
 - ②ネットワーク分離環境用サーバ。
- (イ) ゲストサーバに割り当てるリソース（CPU、メモリ、ネットワーク、ディスク等）はシステム運用に支障がないよう適切に設定すること。

(2) バックアップ機器

【機能要件】

- (ア) 仮想基盤サーバのバックアップ先とする。
- (イ) バックアップ要件（世代数・保存期間）として以下の内容の性能を有すること。
 - 世 代 数：2 世代（1 世代分の空き容量を確保すること）
 - 保存期間：2 週間
- (ウ) 上記要件（イ）を満たすディスク容量を選定すること。
- (エ) 本体はラック型とし、本業務にて新規に契約するデータセンターに設置をすること。
- (オ) 契約期間中（履行準備期間を含む）のハードウェア保守を行うこと。

【設定要件】

- (ア) 毎週日曜日にフルバックアップを取るよう設定を行うこと。
- (イ) 毎週月曜日から土曜日に増分バックアップを取るよう各サーバに設定を行うこと。

(3) ネットワーク仮想分離環境

【機能要件】

- (ア) 同時接続台数 400 台程度が問題なく接続できること。
- (イ) 契約期間中（履行準備期間を含む）の保守費用を含むこと。
- (ウ) ローカル環境からは学習系・外部接続系ネットワークが利用可能であり、校務支援システムを利用する際は、クライアントの FAT 端末に対して認証を行い、分離環境(校務支援システムが利用可能な環境)になること。
- (エ) 分離環境を終了した場合、校務支援システムへのアクセスができなくなること。
- (オ) ローカル環境と分離環境は論理的にネットワーク分離されること。
- (カ) 利便性の観点から、ローカル環境と分離環境は同一画面上で併用可能であること。
- (キ) 分離環境で利用中のアプリケーション画面上に利用ユーザを特定できる透かし文字の表示が可能であること。
- (ク) AD 連携が可能であること。

- (ケ) ログイン方式は 自動ログイン、Windows Hello でのログイン、ID/パスワード手入力によるログイン、ID/パスワード+USB キー等のトークンやログイン端末固定による二要素認証から選択可能であること。
- (コ) ログイン時のパスワード誤入力回数制限を設けることが可能であること。
- (サ) OU やユーザ毎のポリシー設定が可能で、CSV からインポートできること。
- (シ) 各ユーザが利用可能なアプリケーションはランチャー上に一覧で表示可能であること。
- (ス) ローカル環境か分離環境かは分離環境側のアプリケーションに赤枠をつけるなど、視覚的に区別可能なこと。
- (セ) 分離環境からは、許可されていない IP アドレス(学習系・外部接続系ネットワーク)へのアクセスを禁止できること。
- (ソ) 外部媒体(USB、CD 等)への持ち出し制御が可能であること。
- (タ) 分離環境を終了した時点で、分離環境で作業したファイル情報等のデータはローカルパソコンに残らないようにできること。
- (チ) ローカル環境と分離環境間のコピー&ペースト、画面キャプチャ、ファイルの持ち出し持ち込み、印刷の制御が可能であること。
また運用上の利便性を考え、テキストデータのみコピー&ペーストによる持ち出し/持ち込みの設定や実データの持ち出し/持ち込みの設定(それぞれ双方向禁止、双方向許可、片方向のみ許可すべて設定可能であること)なども可能であること。
- (ツ) 分離環境でファイルサーバを利用する際は、製品にログインした際の AD の認証情報でファイルサーバ認証を SS0 できること。
- (テ) 分離環境で利用するアプリケーションに対して、Windows 統合認証やケルベロス認証が利用できること。
またブラウザのオートコンプリート機能が利用でき、オプションでアプリケーションに対して任意の情報を転送できる SS0 機能も有すること。
- (ト) 分離環境で利用するファイルサーバ上のデータは、ローカル環境で共有ファイルサーバを利用する際と同様、直接閲覧・編集・保存でき(セキュリティの観点から、一時的であってもローカル領域へのダウンロードは不可)、Microsoft Office の排他制御やブックの共有、新規フォルダ作成、名前の変更等も可能であること。
また、Windows のボリュームシャドウコピーサービス(VSS)が分離環境でも利用できること。
- (ナ) ファイルサーバ側で権限が無いサーバや共有フォルダは、分離環境でも非表示にできること。
- (ニ) 分離環境内では、マルウェア感染防止のため、許可されていない実行ファイルは動作できないようにできること。
- (ヌ) 専用ブラウザが不要で、Microsoft Edge(IE モード含む)、Google Chrome を含む複数のブラウザを利用できること。
- (ネ) クライアントモジュールのアップデートが必要な際は、サーバから自動配布が可能であること。
- (ノ) Microsoft Access や C/S アプリ(採点ソフト等)の動作実績を複数有すること。
- (ハ) 本調達で導入する仮想基盤サーバ上に構築をすること。

【設定要件】

(ア) 既存ネットワーク環境に影響を与えることなく、校務支援システムへの接続が分離環境で利用できるよう適切な設定を行うこと。

(イ) クライアント側の設定が必要な場合、その設定を行うこと

(4) データセンター接続用ルータ

【機能要件】

(ア) 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応の LAN ポートを 10 ポート以上有すること。

(イ) USB ポートを 1 ポート以上有すること。

(ウ) IPSec VPN による接続が可能なこと。

(エ) クラウド上から機器の監視・管理をできること。

(オ) 契約期間中（履行準備期間を含む）のハードウェアオンサイト保守を行うこと。

【設定要件】

(ア) 小郡市内小・中学校 13 校、小郡市教育委員会、データセンターそれぞれに設置すること。

(イ) 既存ネットワーク環境に影響を与えることなくデータセンターに接続できるよう適切な設定を行うこと。

(5) L2 スイッチ

(ア) 本事業にて新規に契約するデータセンターに設置とし、設置に必要な金具を用意すること。

(イ) LAN ポートを 16 ポート以上有すること。

(ウ) クラウド上から管理を行えること。

(エ) 本業務にて新規に契約するデータセンターに設置をすること。

(6) リモートメンテナンス用ルータ

【機能要件】

(ア) IPSec VPN による接続が可能なこと。

(イ) WAN（10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T）×2 ポート以上を有すること。

(ウ) LAN（10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T）×5 ポート以上を有すること。

(エ) 契約期間中（履行準備期間を含む）のハードウェア保守を行うこと。

(オ) 本業務にて新規に契約するデータセンターに設置をすること。

【設定要件】

校務支援システム及び仮想基盤、ゲストサーバのリモートメンテナンス用としてのみ利用とし、適切な設定を行うこと。

(7) リモートメンテナンス用回線

回線の敷設の場所は本事業にて新規に契約するデータセンターとし、契約期間中（履行準備期間を含む）の回線費用（初期費用含む）及びプロバイダー費用を含むこと。

(8) データセンター接続用回線

(ア) 小郡市内小・中学校 13 校、小郡市教育委員会からデータセンターへの接続用に敷設を行い、契約期間中（履行準備期間を含む）の回線費用（初期費用含む）及びプロバイダー費用を含むこと。

(イ) インターネットを介さない閉域の IP ネットワーク内で特定の拠点のみと接続ができること。

(9) データセンター

- (ア) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001)、個人情報保護マネジメントシステム (Pマーク: プライバシーマーク) (JIS Q 15001) を取得していること。
- (イ) 所在地が福岡県内であること。
- (ウ) 所在地は行政機関が公開している津波想地域及び浸水想定地域に該当しないこと。
- (エ) 機器を設置する建造物は、建築基準法に準拠し、また、消防法の許可を受けている建造分であること。
- (オ) データセンターの所在地は過去に、液状化被害を受けた地域でないこと。
また、行政機関が公開している液状化発生の区域外となっているか、第三者調査により液状化の危険性が低いことを確認できていること。
- (カ) サーバ設置スペースはケージ又はラックごとに施錠され、他者がアクセスできない構造であること。
- (キ) 不正侵入の検知・防御が可能なこと。
- (ク) 監視カメラ等によって入退館、機器設置室への入退室の状況等を監視又は記録していること。
- (ケ) 機器設置室への入室の際は、I Cカードまたは生体認証を使用するとともに、入退室の管理が行われていること。
- (コ) 建築基準法で規定されている耐震性能を満たし、震度 6 強に耐えうる耐震性能を備えていること。
- (サ) 建物は免震構造、耐震構造の対応がとられていること。
- (シ) 無停電電源装置及び、非常用自家発電を備え、商用停電や電気設備の障害が発生した場合でも、サービスの提供が継続できること。
- (ス) 無停電電源装置は 2 系統以上備え、データセンター内各ラックに 2 系統以上の電源配備がされていること。
- (セ) 非常用自家発電装置は、2 日間以上給電可能であること。
- (ソ) 商用電源の受電引き込みは、異なる変電所からことなる経路で引き込まれていること。
- (タ) 自動火災報知設備、消防設備 (サーバ室にあってはガス系消火設備) が設置されていること。
- (チ) サーバ室は適温・適湿に保たれていること。
- (ト) サーバメーカーの保守員が常駐していること。

10. その他

- (1) 本業務にて新たに契約するデータセンターに本業範囲外の機器、システムを導入する場合はその業務は本業務に含まないが、小郡市の要請に基づき、必要な情報を提示すること。
- (2) 権利義務の譲渡等の禁止
受託者は、本事業に係る契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 著作権
本事業の履行過程で本事業のため新たに生じた著作物に係る著作権は、本市及び受

託者の共有のものとする。ただし、パッケージングソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く。

(4) 瑕疵担保責任

本事業の納品完了後、瑕疵が発見された場合には、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受託者の責任は、本事業の納品完了日から12ヶ月以内に請求があった場合に限る。

(5) 守秘事項等

本事業の履行にあたって本市より提供する各種情報や知り得た秘密については、当該事業においてのみ使用することとし、これらを第三者に漏らしてはならない。

本規定は、この契約が終了し、または解除された後においても、また同様とする。

(6) 調査等

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(7) 提案に要する経費

本プロポーザルの提案に要する経費は、全て受託者の負担とする。

(8) 協議事項

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。